



自家発入門 43

自家発電設備の設置工事に関する建設業法の規制

先月号に引き続き、今月号の自家発入門では建設業法による規制として、建設業の許可を受けて建設業を営む者に対して義務づけられる資格について解説します。

Q1

先月号の自家発入門では、自家発電設備の設置工事を行うに当たっての建設業法による規制として、工事業者には建設業の許可が必要で、更に許可の区分（特定建設業又は一般建設業）と業種（電気工事業、機械器具設置工事業）が定められていることの一連の説明がなされました。

建設業法の主な規制には、この他にどのようなものがありますか。

A1

建設業の許可を受けて建設業を営む者に対して、請け負った建設工事を施工する工事現場に、建設業法第26条第1項に示す「主任技術者」又は同法同条第2項に示す「監理技術者」の資格者を置いて、工事の施工の技術上の管理を行うことを義務づけています。（表1参考）

Q2

この主任技術者又は監理技術者の配置は、建設工事の現場ごとに行うのですか、それとも他の現場も兼ねて行うことができるのでしょうか。

表1 工事現場への配置が必要な技術者（概要）
（建設業法第26条第1項）

主任技術者
建設業の許可を受けた者が建設工事を施工するときは、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を配置しなければならない。
注. 特定専門工事における下請負業者は除く

又は

（建設業法第26条第2項）

監理技術者
発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。

A2

建設業法第26条第3項において、「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないこととされています。

ただし、監理技術者にあつては、特定建設業者が、当該監理技術者が行うべき職務を補佐する者として、政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、条件つきで兼任が認められています。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

この政令で定める重要な建設工事は、**表2**に示すものが該当します。

また、ここでいう工事現場ごとの「専任」とは、工事現場への常駐を意味するものではなく、**表3**によるものとされています。

なお、特例として建設業法第26条第3項第1号、

第4項において、情報通信機器を活用するなどの一定条件に合致した工事現場（請負金額が4,500万円以上1億円未満（建築一式工事の場合は9,000万円以上2億円未満）の工事）においては、主任技術者と監理技術者の兼任が認められています。

(表4参考)

表2 工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者の専任が必要な建設工事（概要）

（建設業法施行令第27条第1項）

次の何れかに該当する建設工事であって、工事一件の請負金額が4,500万（建築一式工事の場合は9,000万）以上のもの。

- 1 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物
- 2 鉄道、道路、橋、ダム、港湾施設、上下水道等の公共性のある施設又は工作物
- 3 電気事業用施設、ガス事業用施設
- 4 学校、図書館、病院、デパート、事務所、ホテル、共同住宅、寺院、工場等の公衆又は多数の人が利用する施設又は工作物

表3 建設業法第26条第3項で定める「専任」について

（平成30年12月3日付国土建第309号 「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」抜粋）

ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

表4 主任技術者と監理技術者の専任工事現場の兼任の要件（概要）

（建設業法第26条第3項第1号、第4項）

- 1 請負金額が4,500万円以上1億円未満（建築一式工事の場合は9,000万円以上2億円未満）の工事（施行令第28条）
- 2 兼任現場数が2工事現場以下（施行令第30条）
- 3 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内（施行規則第17条の2）
- 4 下請次数が3次まで（施行規則第17条の2）
- 5 連絡員の配置（施行規則第17条の2）
- 6 施工体制を確認する情報通信技術の措置（施行規則第17条の2）
- 7 人員の配置を示す計画書の作成、保存等（施行規則第17条の2）
- 8 現場状況のための情報収集機器の設置（施行規則第17条の3）

注. 1～8全てに適用する必要がある

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。